

大刀洗町告示第15号

平成24年第5回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年4月17日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成24年4月27日
  - 2 場 所 大刀洗町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

平田 信將	黒木 徳勝
後藤 晴一	平山 賢治
山田 英敏	林 威範
安丸眞一郎	花等 順子
平田 一成	森田 勝典
山内 剛	長野 正明

---

○応招しなかった議員

---

---

平成24年 第5回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

平成24年 4月27日 (金曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成24年 4月27日 午後 1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
を求めることについて

日程第6 議案第22号 本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
を求めることについて

日程第6 議案第22号 本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結について

---

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	大浦 克司
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開会 開議午後 1 時30分

○議長（長野 正明） ただいまから、平成 2 4 年第 5 回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどをお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定によって、9 番、平田一成議員、1 0 番、森田勝典議員を指名します。

---

### 日程第 2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第 2、会期の決定についてを議題にいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

---

### 日程第 3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第 3、諸報告を行います。

監査委員より、平成 2 4 年 3 月分、4 月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長よりあいさつをしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、こんにちは。議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成 2 4 年第 5 回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

新緑の美しい季節となってまいりました。早いもので、平成 2 4 年度も 1 カ月が過ぎようとしておりますが、4 月 1 日付で人事異動を行い、町幹部も新体制で業務に取り組んでいるところでございますが、新たな気持ちで住民福祉の増進に向けて誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、児童生徒の安全はもとより、地域の防災拠点としての機能化を図り、安全・安心な学校を確保するため、平成20年度から取り組んでまいりました小学校耐震化改修工事につきましては、23年度に菊池小学校大規模改修工事が完成し、町内小中学校の耐震化率は100%となったところでございます。

本日提案いたします案件は、本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結についての議会の議決を求めるものであります。そのほか大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認及び大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認をお願いしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） 町長のあいさつが終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

**日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（長野 正明） 日程第4、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 義一） 皆様、こんにちは。税務課の東と申します。それでは、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由と内容を報告申し上げます。

まず、提案理由でございますが、先ほど朗読がありましたとおり、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令及び地方税同法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月31日に公布されたことに伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分についての報告をいたし、承認を求めるものでございます。

まず、今回の改正は、平成24年度は3年に一度の評価替えの年に当たります。負担調整措置については、評価替えによる税収や税負担の変動状況等を勘案し、向こう3年間をワンセットと

して見直しが行われているところでございます。

こうしたことを踏まえて、平成24年度の税制改正の主な内容といたしまして、1番として、住宅・土地税制関係で、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、宅地評価土地——住宅用地・商業用地を含みます——に係る課税標準の特例措置の延長、継続等が1点でございます。

2点目といたしまして、地方自治の確立に向かった地方税制度改革という形で、今回新たにされているものでございます。地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようになる仕組み、地域決定型地方税制特例措置——通称、わがまち特例と申しております——が導入された点での改正が主な点でございます。

それでは、町税条例の改正の内容について、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の6ページから7ページをお願いしたいと思います。

第36条の2第1項、これにつきましては町民税の申告についてを定めております。平成23年度改正で、所得税において年金所得者に係る源泉徴収税額の計算において控除対象とされている人的控除の範囲に寡婦（寡夫）、これは婦人です。それと、もう一人、夫です。寡婦（寡夫）控除が加えられたところではありますが、これに伴い年金所得者が年金保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）の記載が追加され、年金保険者が追加されております。これにより、年金所得者に寡婦（寡夫）控除申告をさせなくても、適用の有無を把握することが可能になって、申告手続の簡素化を図ったものでございます。

これにつきましては、別紙資料で添付いたしておりますが、現行は、年金所得者が年金保険者に扶養等の申告をして、そして市町村に公的年金等の支払報告書が来るという形と、年金所有者は市町村の町・県民税の申告等について寡婦（寡夫）関係の申告をされてあったということですが、下のほうですけど、見直し後につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、年金所有者が年金保険者のほうに申告をされます。そのときに寡婦（寡夫）である記載をされます。

そして、年金保険者のほうからは、市町村には年金等支払報告書という形で記載が来ますので、こういった簡素化を図るために今回の寡婦（寡夫）関係の申告、7ページの中段でございますけど、「寡婦（寡夫）控除額」、これを削除するということが今回の改正点でございます。

続きまして、ページ7ページをお願いいたします。附則関係でございます。

附則、法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合という形でございますが、これは新たに新設になっております。この法附則第15条の2項6号及び第10項の条例で定める割合についてが、先ほど申しましたわがまち特例という形で、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができるということになっております。これにつきましては、固定資産税関係の資産税関係が該当いたします。

地方税法の附則関係については、15条の第2項6号で、下水道除害施設に係る課税標準の特

例措置と、同じく同条第10項については、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税表示の特例措置の2件がわがまち特例という形でうたわれております。

それで、第10条の2でございます。下水道除害施設に係る課税標準の特例についてでございますが、資料関係の3ページをお願いしたいと思います。

対象といたしましては、下水に障害を除去するために必要な施設関係でございます。地方税の不足にあっても4分の3という形でございますが、市町村関係の条例については、わがまち特例の導入で3分の2から6分の5以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合という形になっておりますが、当町におきましては、割合は4分の3という形で提案をしたいと思います。これは当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべく価格に4分の3を参酌して3分の2以上、6分の5以下の範囲内において条例で定める割合という形にし、適用期限を3年間といたしております。

それと、23日の全員協議会の中で、私のほうが「当町において下水道の除害施設はどのくらいか」という御質問に対して、フガク工機、それとローズサービス、それとアド印刷という形で、「3件を除外してという形」で御説明申し上げておりましたけど、建設課、下水道係のほうに再確認いたしましたところ、今申し上げました3事業所においては特例施設という形で、下水道法のほうが優先するという形で確認いたしております。それで、今回提案しておりますこの件につきましては、「当町には現在のところ該当しない」ということの確認をいたしました。訂正しておわび申し上げます。

続きまして、14の2、法附則第15条の10項に規定する町の条例で定める割合は3分の2という形でございます。これも資料のほうの2ページをお願いいたします。

これにつきましては、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置という形でございます。これにつきましては、特定都市河川が要件という形で、下のほうに23年の10月現在で該当する河川環境を書いておりますけど、現在のところ当町のほうは特定都市河川というのには該当いたしておりません。

ただし、今後こういった形になるかということも踏まえまして、条例の改正という形で提案するものでございます。

これにつきましては、特例対象といたしましては雨水貯留浸透施設、改正前は3分の2という形の軽減でございますが、わがまち特例の導入によって、当町といたしましても3分の2という形で提案をしたいと思います。適用期限は3年延長という形でございます。これもあくまで償却資産が該当いたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告という形

でございます。第10条の3でございます。

これにつきましては、文言の変更でございます。右のほうが現行でありまして、左のほうが新しく改定するという形でございます。「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改めるというものでございます。

続きまして、10条の3の8でございますでございますけど、これも「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改めるというものでございます。

続きまして、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございます。

これにつきましては、11条の(6)でございますけど、「法附則第18条第7項」を「法附則第18条第6項」に改めるという形でございます。

続きまして、9ページでございます。

附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則「第18号第7項」を「第18条第6項」に読みかえるという形でございます。

続きまして、平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例、これにつきましても、年度数の延長でございます。中段でございますけど、「平成22年度分又は平成23年度分」関係を「平成25年度分又は平成26年度分」に改めるものでございます。

11条の2の2項でございますが、これも「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地」「平成25年度類似適用土地」と改めるものでございます。同じく「平成23年度分」を「平成26年度分」と改めるものでございます。

それと、12条でございます。

宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例についても、「21年度から平成23年度まで」を「24年度から平成26年度まで」に読みかえるものでございます。同じく、12条関係でございますが、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」と読みかえるものでございます。

続きまして、12条第2項でございます。

これにつきましても、用語の改めでございます。旧が「住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度まで」を、「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度まで」に読みかえるものでございます。それと、「当該住宅用地又は商業地等」を「当該商業地等」に読みかえるものでございます。それと、中段になりますけど、「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」と読みかえるものでございます。それと、その下でございますけど、「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に読みかえるものでございます。

3項でございますが、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に置きかえるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。11ページの中段でございます。旧の住宅用地関係についてでございます。

これにつきましては資料の4ページと5ページをお願いしたいと思います。4ページと5ページでございます。これにつきましては、現在、大刀洗町の固定資産税の賦課関係をあらわしております。

4ページにあつては、宅地で非住宅用地としておりますが、商業地等、宅地ではないという形でございます。これにつきましては、従来どおり変更はございません。

続きまして、5ページでございます。

現在、これは当町において住宅用地に対しての税関係でございます。小規模住宅用地につきましては、200平米以下の住宅にあつては、評価額の6分の1の額とする特例措置を引用いたしております。

それと、一般住宅用地でございます。これにつきましては、一般住宅用地の課税標準額については、評価額の3分の1という特例がございます。それと、右のほうの絵を見ていただきますと、ゼロ%、20%、90%、100%という形の数字を上げさせていただいております。現在、大刀洗町の負担水準につきましては90%というのが、従来は80%という形で負担水準額を決めておりました。

それで、この負担水準額というのがバブル時期に土地の高騰があつて、それを抑えていく形でやってきたわけなんですけど、今回標準額関係に、徐々に土地関係は下落をしておるし、そういった形で本来の負担水準に戻すという形で改正を行うものでございます。これにつきましては附則のほうでまた出てきますので、詳細については御説明申し上げたいと思います。

次に、4項でございますけど、これにつきましても延長でございます。

「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に延長するという形でございます。

次に、5項でございます。

これにつきましても、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に読みかえるというものでございます。

農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分固定資産税の特例につきましても、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に読みかえるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

特別土地保有税の課税の特例という形でございます。これも文言関係の読みかえでございます。特別土地保有税と申しますのが、土地の所有、取得に対し、その土地が所在する市町村において所有者または取得者に課せられる税金でございます。これ一般的に土地の取得から10年間に限って課税されるということでございますが、うちの場合で申しますと、パナホームが来る際に土地関係を取得いたしまして、10年間に限って課税されておったという形で、それ以上した場合には土地転がしというか、そういった形でございますので、10年間という形でございます。これにつきましても、文言の読みかえでございます。「から第6項まで」を「から第5項まで」、それと「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」とする。それと、「から第6項まで」を「から第5項まで」という形で読みかえるものでございます。

2項につきましても、「24年3月31日まで」を「27年3月31日まで」に読みかえるものでございます。

それと、続きまして13ページの下のほうでございますが、第21条の2でございます。

第21条の2、これは新設でございます。これにつきましては、法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならないという形でございます。

これにつきましては、図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の一般社団・財団法人に係る非課税措置の対象を定めて、一定の要件を満たす法人、これは特定移行一般社団法人等と申しますが、これに限って非課税措置の対象としているところです。よって、この適用を受けようとする者が町長のほうに申請する際の提出書類を定めているところでございます。

これにつきましては、法附則第41条関係では、旧民法の第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例というものを定めておるわけでございます。これはどういうことかと申しますと、図書館、博物館、幼稚園については、施設や設置主体の公益性を学校法人等の一定の法人が設置するものについて非課税という形の措置がされておったわけです。これが平成20年の公益法人制度改革以前の公益法人——旧民法34条の法人でございますが——についても本非課税措置の対象となっておりましたが、公益法人改革、20年に行われておりますけど、このうち公益社団と財団法人に移行した法人が非課税対象とされておったわけです。公益法人制度改革は、所管官庁による認可より公益法人として設立が認められていた社団法人・財団法人制度を廃止して、登記のみで設立ができる一般社団法人と財団法人と、そのうち公益認定等委員会の認定を受けた公益社団・財団法人に再編成するというものがねらいであったそうです。

この公益法人制度改革をした場合に、旧民法34条法人のうち、引き続き本非課税措置の対象となる法人は、公益認定等委員会による公益等が認定された公益社団・財団法人に限定すべきであり、公益法人に移行しない法人に対して一律に非課税措置を公益法人への適切な移行の阻害要

因となる公益法人制度改革の趣旨をそういう形で、要は公益法人のほうに登記のみで移行した法人と財団基盤が小さいところにあっては、公益認定基準を満たさぬままに一般社団法人・財団法人に移行せざるを得ない法人が結構多かったという形で、同じレベルに持っていくという形で、特定移行一般社団法人に限って非課税の対象としたということでございます。

続きまして、ページ14ページ、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。

これにつきましては、東日本大震災で所有していた家屋でその居住の用に供しているものが東日本大震災により家を滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は土地の権利を譲渡した場合には、附則17条関係で、長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例、それと優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例等の町の規定を適用するという形でございます。

次に、ページ16ページの東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例でございます。

住宅借入金等の特別税額控除の適用期間については、住宅借入金特別控除額の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなかった場合において、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金と特別税額控除を適用することができることを定めております。

17ページでございます。

2項のこれも新設でございます。震災特例法関係において、これは読みかえという形で適用されることが新設になったところでございます。

最後に、条例関係の3ページの附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

町民税に関する経過措置といたしまして、4ページのほうに移りますが、2条関係については、従前の例によるという形でございます。

2項につきましても、個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、従前の例によるというものでございます。

固定資産税に関する経過措置関係でございますが、4項でございますが、先ほど当町の税関係の経過措置という形で説明申し上げましたけど、条例附則第12条の2項、これは「平成21年度から平成23年度までの各年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に変わるという

形でございます。

それと、当町の「10分の8」の税関係ですけど、これを「10分の9」に改正するという形でございます。

同じく、附則第12条第4項についても、「平成21年度から平成23年度までの各年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に改正するという形でございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議のほど、承認方お願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、本承認に不承認の立場から討論を行います。

この専決処分の承認を求めることにつきまして、今回4月の臨時議会で提案されたことは大いに評価したいと思います。

ただし、これは国の責任でございますが、最も政治の根幹をなす税法が3月31日付で専決されて、4月1日に施行され、納付書が送られるという、これは国の法治国家とは呼べないのではないかと私は思っています。今後ともこうした税法の年度末のやり方については、国に対して厳しく物を言っていく、また町、地方自治体としても物を言ってもらいたいと、このように思うものであります。

私は、今回固定資産の部分について承認しかねるものであります。固定資産税は売り上げや家計に関係なく、赤字でも、失業でも、ワーキングプアでも、ひとしく課税される性格なものであります。消費税増税と一体で、これが国民生活を直撃するのではないのでしょうか、今回の固定資産税の改定は、その第一歩というべきものではないのでしょうか。私どもは、何でも税金を上げるなど言ってるわけではありません。消費税や固定資産税のような低所得者の人にも浅く課税されるものの増税は、経済にも財政にも悪影響ではないか、一方で空前の利益を上げている輸出大企業や高額所得者に対しての法人税や所得税は、現在、低く抑えられている状況であります。こうした方々の内部留保が上にたまって、下にお金が流れないから、現在のような経済の悪化が、ますます格差拡大と悪化が悪循環を続けているのではないのでしょうか。

以上の点から今回の専決処分につきましては承認できませんので、議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

-----

**日程第5. 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（長野 正明） 日程第5、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 皆さん、こんにちは。住民課長の山本でございます。それでは、私のほうから承認第3号の大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由及び内容について説明申し上げます。

提案理由は、先ほど朗読ございましたとおりでございます。

内容について説明のほうをさせていただきたいと思っております。今回地方税法の一部改正に伴いまして、大刀洗町国民健康保険税条例の附則に第15項を追加するものでございます。

内容につきましては、新旧対照のほうをごらんいただきたいと思っております。

新たに15項を追加するものでございます。タイトルといたしましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定しているものでございます。

内容についての説明をさせていただきたいと思っております。

今回地方税法、附則第44条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得期限の延長が追加されたことに伴うものでございます。

被災居住用財産の敷地を譲渡された場合の譲渡期限が、「3年」から「7年」に延長されるものです。これに伴いまして、保険税の所得割等を賦課する場合におきましては、この譲渡所得が

あった場合については、期限が3年から7年になりますので、この適用を受けて保険税のほうを計算することになります。

なお、施行期日は、平成24年4月1日からでございます。御審議のほど、御承認のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての採決をいたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第22号 本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第22号本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....  
議案第22号 本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 学校教育課の矢野です。よろしくお願いします。

議案第22号本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結について、内容と理由の説明を行います。

まず、理由については、先ほど朗読いたしましたように、そこに書いてありますように、議会については、基準以上の契約は議決をしていただくというのが地方自治法の96条の関係になります。

その下の議会の議決に付すべき契約ですけれども、予定価格が5,000万以上になります。そういうことから本日提案をさせていただくものです。よろしくお願いします。

内容の説明に入っていきますけれども、次のページをあけていただきたいと思います。

そこに書いておりますように、入札結果及び契約結果表ということで上げさせていただいております。起工番号が第10号という形で、工事場所等については、先ほど説明したとおりです。

下の表で説明をいたしますけれども、入札結果です。

そこに上げてます10社で入札の指名をいたしましたけれども、1番目の岩崎建設についてが辞退がありました。残りの9社で入札を行ったところです。4月の25日の9時半から行いました。その結果として、備考欄に書いておりますけれども、4業者、2番の井樋建設、3番の金子建設、それと5番の行徳建設、それと8番の小林建設がうちが定めた最低価格より少なかったの、無効となります。残りの5社のうち、最低価格に一番近かった7番、株式会社栗木工務店が落札となったところです。そこに書いておりますように、入札価格は1億8,711万2,000円です。その次の方は、10番の半田建設で1億8,715万円になります。そういうこととなります。

そういうことで、次の1ページをあけていただきたいと思います。

これについては、現在の本郷小学校の配置図になります。この配置図の中の下から2つ目の簡単な平面図ですけれども、3階建ての建物、この中に普通教室、特別教室、それと食堂等が入っておりますけど、この3階建ての建物を今回大規模改修工事を行うということになります。

次の2ページをあけていただきたいと思います。

2ページの下段が1階の平面図で、上の段が2回の平面図になりますけれども、この中で内装の間仕切り等を変える部分について簡単に説明をいたしますけれども、まず下の部分の1階の部分、左側から3番目ぐらいに放送室と会議室があります。現在、こういう形になっているところです。それと、真ん中あたりに職員室がありますけれども、職員室の左側に更衣室等があります。この2点の間仕切りを変更するものです。

次の3ページをあけていただきたいと思います。

3ページに、まず先ほど説明した会議室のところ、そこを2部屋に分けるようにしております。これはなぜ2部屋に分けるかといいますと、将来特別支援学級等の増設があった場合に対応するというので、将来肢体不自由のお子さんが小学校に通われたときは、その1部屋を肢体の特別支援学級としたいと考えているところです。その右側については、会議室がありませんので、会議室として使うということで考えてます。それと、職員室のすぐ左側については、更衣室とか印刷室をそのように間仕切りを変えるものです。

次に、今度同じ3ページの上段の平面図の一番右側の下のほうを見ていただきますと、小さ

な部屋が4教室できています。これがこのように間仕切りを改正するものです。

2ページに戻っていただきますと、普通教室が2部屋ありましたが、その2部屋を4教室に変えて、2部屋は特別支援学級の2教室、残りの2教室については少人数の教室として使うということで考えているところです。

次に、4ページをあけていただきたいと思います。

4ページの下段が、現在の3階の平面図になります。上の段が屋上の平面図、この中で、まず下の段の3階の平面図の中で、左から2つ目ぐらいに視聴覚室と学習室があります。ここを今回間仕切りの変更を行うものです。それと、その上の回覧のすぐ右側に倉庫がありますけれども、ここも改修するものです。

次の5ページを見ていただきたいと思います。

まずは、3階の左から2つ目、ここに普通教室を2部屋設けるものです。これについては、現在、本郷小学校がほとんどが2クラスの状態ですので、教室も不足しますので、視聴覚室を普通教室の2部屋に変えるということになります。それと、便所が3階の左側、男子便所しかありませんでしたので、倉庫の部分に女子便所をつくるということで考えてます。これはどういうことかといいますと、先ほど視聴覚室の場合は余り使用が少なかったので別に問題なかったんですけども、今回6年生の1組、2組を持ってくる関係で、使用頻度が高くなりますので、女子便所をそこに設置するものです。

今度は屋上です。5ページの上の屋上の平面図を見ていただきたいと思います。

現在、屋上の一部にフェンスを設けて災害時とか、町内を見回すときに子供たちが上がるようなスペースを設けているところですが、そのフェンスが雨漏りの原因等になっておりますので、今回若干フェンスを少なくすると。前の4ページを見ていただくとわかりますけれども、かなり広いスペースがありましたけれども、それを若干狭くしてフェンスをつくり変えるということで対応したいと思ってます。現在、本郷小学校はこの屋上からの雨漏りで、ずっと水が漏れてます。その対処については、室内に雨どいを設けて、雨どいからバケツに入れ込んで水を排出するというような方法でやっておりますけれども、そういう雨漏りの問題も引き起こしますので、できるだけ小さくするというので今回しているところです。

次に、6ページをあけていただきたいと思います。

6ページが現在の体育館の東側、それと職員室の南側の庭の部分になりますけれども、現在そこに、まず左側に忠霊塔があります。右側に100周年記念関係の記念碑を含めた、それこそ植木等があります。そういうことで、皆さん御承知だろうと思いますけれども、現在、駐車場が非常に狭くて不便を来しているところです。

次のページを見ていただきたいと思います。

ここに平面図を上げていますけれども、まず体育館の前に今設置してます駐車場が、まず体育館のすぐ横に3台、それと南側の植栽花壇の付近に9台、正式12台が、現在、ラインを引いた駐車場です。先ほど説明いたしました忠霊塔とか、100周年記念碑等の庭園をのくすことによって、そこに書いておりますように20台とまることとなります。ですから、トータル32台の駐車スペースが確保されるということとなります。最低でも32台はとまるということです。

それで、先ほど言いました忠霊塔については、今回の入札の中には入れておりませんが、本郷校区の役員の方々と協議した結果としてふれあいセンターのほうに移設をさせていただくということで御了解をいただいているところです。右側の100周年の記念碑につきましては、玄関のすぐ左側に一つの記念碑、それと玄関のすぐ右側にまた一つの記念碑、そういうことで、この2カ所に記念碑を集めてしまうと。それ以外に植木のいやつについては、職員室前等にまた移転をしたいと考えているところです。

それと、もう一点ですけれども、現在、子供たちがこの図面でいきますと、右の下の正門から子供たちも入ってきています。そういうことで、駐車場の車と児童がぶつかるようなことはありませんけれども、そういう危険も大いにありますので、現在の門のすぐ上ぐらい、ちょっとわかりにくいと思いますけれども、2.055とか1.48と書いていますけれども、そこに今回新設の門をつくりたいと考えています。そこから歩行者なり、子供さん方はそこから入っていただくということで、その上に斜め右上に向かって斜線を入れておりますけれども、約2メートルの歩道をつくって、そちらのほうにお子さんについては誘導をしていくという形で考えているところです。

最後のページ、8ページをあけていただきたいと思います。

今回の工事は、先ほど言いましたように、1棟の建物で3階建て、なおかつ普通教室、特別教室、食堂等がすべて入っています。そういうことで、工期的には、これは一応概略を設計事務所がつくった部分になりますけれども、設計事務所が当初考えた内容としては、5月9日から12月の20日ぐらいの工期をとると。簡単に説明をしていきますけれども、上の記念碑の部分はちょっと省きたいと思いますけれども、その次の大規模改修工事、まず一番上の段が仮設工事関係になりますけれども、まず仮設工事をやると。当然外部の足場とか、そういうやつを6月の頭ぐらいまでに終わらせると。その次に2つ下になりますけれども、外壁・軒裏等の改修工事を5月の終わりぐらいから夏休みまでの間に終わらせると。夏休みまでに外壁等を終わらせて夏休みの終わりに足場を解体するという形で、まず屋上と外壁を集中的にやっていくと。お子さんたちが足場がある部分については7月の20日、そこらあたりまでは当然足場がありますので、暗い中になるかもしれませんが、そういう形で今回お願いをしたいと考えているところです。

その外壁の次の下の段が防水関係の工事を上げておりますけれども、これも先ほど言いましたように、夏休みまでには終わらせると、その下に1階、職員室等の管理諸室・食堂・給食室等については、できるだけ夏休み期間中に終わらせるということで考えているところです。ですから、夏休み期間中に終わらせて、9月ぐらいからは職員室等は使えるようにしたいと考えています。

次に、その横、会議・相談室、先ほど言いました1階の部分については、夏休みが終わった9月の頭ぐらいからやっていくと。その下に各階便所等の工事がありますけれども、若干洋式化もやりますので、洋式化もできるだけ夏休みにやると。次に3階、先ほど説明いたしました便所の新築工事、これもかなり、新設工事ですけれども音が出ますので、夏休み工事にやるということで考えています。

それと、下から3つになりますけれども、まず1階、2階、3階をそこに上げていますように、少しずつやっていって、子供を動かしながらやっていって、最後には11月いっぱいぐらいまでにはほぼ完了したいと、あと12月については検査とか、書類整理とか、そういう形でやっていきたいと考えているところです。

そういうことで、今回の工事については、5月ぐらいから実際スタートして12月ぐらいまでの工事になりますので、大変議員さんを初め、地域の住民の方に迷惑をかけることになると思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、本郷小学校の大規模改修工事請負契約の提案理由、内容の説明を終わります。審議をいただき、最後には御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 立派な大規模工事が行われますが、期間中、工事車にも絶対事故が起らないように、子供たちが通いながらの工事だと思いますので、その点を十二分に注意していただくようによろしくお願いをしたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 当然危険はないとは言えませんので、そこについては設計業者、当然教育委員会、それと施工業者、学校、その中で定例会をずっとやっていきますので、危険がある部分については、できるだけ子供は通らせない、別の通路を通らせるなり、そこらあたりをいろいろ検討しながら、絶対事故が起きないように努力をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 私の場合は、最低制限価格の設定の仕方をちょっと教えていただきたいと。方法としてはまず積み上げ方式が、まずあると思います。それか、規則等で定めた割合であるのか、どちらで大体最低制限価格が設けてあるか教えていただきたい。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 最低制限価格については、議員さん方からいろいろ御意見をいただき、まず大堰小学校を工事したとき、最低制限価格は設けていませんでした。そういうことで、その中で6割弱ぐらいの入札率になりましたので、いろいろ問題があるだろうということで、その後、町のほうで検討して、最低制限価格等についてはどうしようかということで議論をした結果として、現在、予定価格の8割でさせていただいているところです。

ちなみに、近隣2カ所調べてみましたけれども、まず筑前町については、最低制限価格はまだ設けていないということです。ちなみに、小郡市のほうも昨日問い合わせをいたしましたけれども、小郡市については、国が指名した、ちょっとお待ちください。国が23年の4月7日に通知が出ているそうですけれども、私もこれ知りませんでしたけれども、ちょっと小郡市に聞いたところ、そういう通知が出ています。その内容はどういうものかといいますと、先ほど山内議員が若干言われましたように、積み上げ方式で最低制限価格を小郡市の場合は定めているということです。その定め方はどういうものかといいますと、まずは直接工事費について金額が、例えば1億円出たら、それについて0.95をまず掛けると、次に共通仮設費については、共通仮設費の0.9を掛けると、次に現場管理費についてはが以前というか、この通知が出る前は0.7でしたけれども、それがまた0.8に上がっています。

ですから、現場管理費については0.8を掛けると。それと一般管理費等については0.3を掛けるということで、今言った直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に、先ほど言った率を掛けた結果が最低制限価格になるということで小郡市さんは定めてあるそうです。これについては、今回はうちの場合、8割ということでやりましたけれども、またこれについては今後他市町村の状況をもうちょっと調べながら、また今後検討をしていきたいということで考えているところです。

以上です。

○議員（11番 山内 剛） はい、ありがとうございました。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 1番の岩崎建設さんが辞退なさってますが、辞退理由がわかりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） まず、入札辞退の関係ですけれども、この入札辞退については、うちが入札通知を出した段階で辞退されても構いませんという部分を入れてあります。それについていろいろ将来的にというか、今後何ですか、措置を加えるとか、そういうことはしませんということで、通知を最初から出していますけれども、今回の理由については単なるうちが指名して

いる様式にのっとりながらきましたので、様式というものがどういうものかといいますと、上記に関する入札を都合により辞退いたしますと、そのとおりで来ています。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほど山内議員のほうから最低制限価格の設定について質問がありまして、設定をどうするかというのが検討課題というのはわかりましたが、近年最低制限価格をつくっていただいて、できるだけ適正な利益の出る価格で落としていただくというのが、まず改革の第一歩であろうと思います。

そこで、二歩目につきましては落札請負額で、適正に下請の方の単価が支払いされるのか、あるいは適正な質の工事がなされるのか、ここがこの第二歩目が出ないことには、単に元請さんが落としたというところでとどまっていたら、やはり町の責任がまだ果たせていないんじゃないかと思いますが、第二歩目の検討についてはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 今、平山議員が言われた2個目、例えば電気工事をうちが設計で5,000万でしたと、それについて、例えば元請が下請に、例えば極端な話しますと、2,000万で出したと、それが妥当な金額かどうかを町がある程度把握していく必要があるのではないかということだろうと思います。それについてはちょっと私たちも少ない人間の中でやっていますので、それについてはできる限り設計事務所のほうに工事の管理委託をしますので、その中で適正かどうかの判断をできる限りさせていきたいと考えてます。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 確かにここをきちんと下請さんに賃金なり、工事費が払われるかというのは、本来国の法律なり、国の責任で行われるべきことというのは承知しておりますが、その整備が非常におくれておるものですから、地方自治体で公契約条例といった、きちんと下請さんとの適正な契約を市が責任を持って監視するといった条例が全国各地で今制定がされておるわけです。小さい町だからという理由はわかるんですけども、やはりこういうところに技術なり人材を置いて、町の経済の活性化のために今後とも研究、前進をされますよう強く要求して終わります。答弁結構でございます。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 質問というよりも要望なのですが、すごく長期間の工事になって、塗装や全面的な改装がされますので、業者の使用する塗料とか接着剤とかで、子供たちのシックハウス症候群とか、そういう体のことに関しても教育委員会のほうで、塗料や接着剤、最近はおースターとか、いろいろ病気を抑えられた、できるだけ溶剤を使わないような塗料も開発され

ていますので、そういうところも、大人では大丈夫でも、子供は敏感に反応するようなことも考えられますので、そういうところまで注意をして、工事期間中も見えていただきたいと思います。要望です。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） それについては、この工事を入札する、執行するというか、仕様書を渡すときに現場説明書というのをお配りしています。そういうことで、室内の空気中の化学物質の濃度の測定を行うという項目を入れて、一応ホルムアルデヒド測定、それとVOC測定を10カ所ずつするようにしているところです。これについては、ちょっと私、詳しくわかりませんが、設計事務所と協議した結果として10カ所ずつやろうということで、そういう検査もするようにしています。それ以外の部分についても、今、林議員が言われた部分についてはちょっと設計事務所と協議しながら、できるだけ子供に害が出ないようにやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） これ結果論でしか言えないかもしれませんが、最低制限価格80%に今度設定されて、入札結果を見られて妥当だったと思われるのか、何か反省点といますか、こうしたほうがよかったのかなと思われる点がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） あとは考え方だろうと思うんです。極端な話しますと、今回、先ほど見ていただくとわかりますように、一番低い金額で入札された方については、そこにありますように1億3,800万ぐらいで入札されてるんです。設計の金額からすると、半分までいきませんが、その業者については、うちがお配りした設計書を見て、それでできると判断されていたと思います。

ですから、先ほど言いましたように、筑前町については、まだ最低制限価格は定めてない。小郡市さんについては、国の基準のとおり、その場合で、うちの今回の場合を計算しますと、約88%ぐらいになると思います。正式に計算していませんけれども、うちが予定価格の8割にしましたけれども、88%ぐらいになると、そのことによって町の財政がどうなのかという部分はありますので、そこらあたりについて今後町長たちとも含めながら検討をやっていきたいと思っております。

ただし、今回の落札された最低制限価格で一番低い栗木さんなり半田さん、ほとんど変わりませんが、当然十分できる金額、平山議員が言われましたように、下請をこなす必要がない金額だろうとは思っているところです。そこについては、またいろいろ今後検討をやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、ちょっと設計業者の住所と一応氏名等よければお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 今回設計をお願いした業者は、久留米市のアトリエ耳納建築設計事務所、一級建築士事務所です。この方は、もともと久留米のキャス企画という会社の設計事務所の代表でした。皆さん御承知のところであれば、久留米のゆめタウン、あそこのすべての設計を携わった人間です。その方が体のぐあいを悪くされて、そのキャス企画をやめられて、今度はゆっくり自分のほうが1人でやっていきたいということで、アトリエ耳納という形で設計事務所をされていますけれども、詳細的にはわかりませんが、人の話を聞くと、久留米では一番優秀な建築家という話は聞いてます。実際、私はどうなのかわかりませんが、はい。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（2番 黒木 徳勝） はい。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） さっきから管理は、何か設計のほうに頼まれてるようなお話なんです。これはアトリエ耳納にあと現場の管理も依頼されてるのでしょうか、もしわかれば金額、どれぐらいで依頼されてるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 一般的に建築の場合で説明をいたしますと、まず設計をした業者が決まります。その設計事務所が詳細的に設計図なり金額を起こして、この工事が幾らででき上がるというのができ上がります。それを受けて、今回入札を行ったものですが、当然設計をした業者に管理をお願いしないと、詳細がわからない部分が大いに出てきます。

ですから、ほとんどの場合が設計をした業者に工事の管理業務を随意契約等で依頼するというのが多いと思ってます。今回の場合は3月の補正予算に上げさせていただいておりますけれども、本郷小学校の管理業務についてはちょっと忘れちゃったけど、504万ぐらいで上げていたと思います。これはあくまでも参考ですけども、福岡県建設技術情報センターというところがあります。そこが定めた、例えば工事費が2億5,000万の場合は計算式がありまして、それに基づいて積算をしますと、大体600万ぐらいになったと思います。1回してみたらですね。先ほど言いましたように、設計というか、予算を500万ぐらいしか上げてませんでしたので、ちょっと余りよくないことですが、1ランク下げて2億円のところで、再度計算をし直して、おおむね500万ちょっと超えたぐらいになりました。

それで、現在今、起工伺というのを回しているところですけども、その起工伺が戻ってきた段階として、今度は、先ほど設計をしたアトリエ耳納のほうに見積依頼をとって、その予算の範囲内で、なおかつうちが積算した起工伺の範囲内で見積書が出れば、そういう形で契約をしたいと考えております。大体当然500万切ってくると思っております。まだちょっと正式に見積もりとっていませんので、400万の後半ぐらいのお金になるのかなということちょっと思っているところです。それについては、また今そういう部分を進めていますので、はっきり言えませんので、よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号本郷小学校大規模改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第5回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時53分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年 4月27日

議 長 長野 正明

署名議員 平田 一成

署名議員 森田 勝典

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年 4月27日

議 長

署名議員

署名議員